相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西本通四丁目四番地、最後の住所広島県呉市中央三丁目一一番一八号
被相続人　亡　中司早智子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月一日
事務所広島県呉市中央三丁目六番一三号
相続財産管理人　脇坂　幸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区瀬板二丁目一〇八八番地、最後の住所北九州市小倉南区南若園町八番二―五〇一号　被相続人　亡　川浪　久夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月一日
福岡県行橋市大橋三丁目一八番八号サニービル原田一階
相続財産管理人　弁護士　古賀　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区東鳴水二丁目八番地九、最後の住所福岡県北九州市八幡西区熊手二丁目一番二号
被相続人　亡　佐藤　信存
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月一日
事務所　佐賀県佐賀市駅南本町一番一一号
相続財産管理人　司法書士　横尾　勝廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市佐土原町上田島一九〇〇番地、最後の住所宮崎県宮崎市清水二丁目八番二七号
被相続人　亡　前田　輝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年十一月一日
宮崎県宮崎市宮田町一一番一五号
相続財産管理人　島元　久彰

無縁墳墓等改葬公告

金輪寺墓地改修のため、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に金輪寺寺務所までお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成二十四年十一月一日
一、墳墓等所在地　京都市西京区大枝沓掛町一五番地の二
一、墳墓等の名称　金輪寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　京都市西京区大枝沓掛町四番地四一　宗教法人　金輪寺　代表役員　杉田　明

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。
平成二十四年十一月一日
一、墳墓等所在地　島根県雲南市三刀屋町三刀屋一一三七番地
一、墳墓等の名称　西雲寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　島根県雲南市三刀屋町三刀屋一一四八番地　宗教法人鏡谷山・西雲寺　住職　多賀　了

無縁墳墓等改葬公告

墓地及び墓地台帳整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。
平成二十四年十一月一日
一、墳墓等所在地　香川県高松市香川町大野字下り口一八四三番三
一、墳墓等の名称　西の村三昧
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　香川県高松市香川町大野字一三四五―三　西の村三昧墓地　管理世話人会代表　安徳　義憲

無縁墳墓等改葬公告

当寺院境内納骨堂を老朽化に伴い全面改築致しますので、納骨堂加入者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期限までにお申し出のない場合は、合葬致しますのでご了承下さい。
平成二十四年十一月一日
一、墳墓等所在地　福岡県久留米市御井町五三六番
一、墳墓等の名称　永福寺第一、第二納骨堂
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　福岡県久留米市御井町五三六番　宗教法人永福寺　住職　阿　青瑛

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年十一月一日
石川県金沢市佐奇森町ヲ八八番地三
北日本観光自動車株式会社
取締役社長　田中　耕造

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
株式会社太陽電機工業所　石川県金沢市近岡町八三七番地一 太田　昇　石川県小松市三日市町九八番地	普通株式　一〇〇株 普通株式　二〇株	ろ第拾七号 は第七拾四号

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。
下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。
平成24年11月1日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名
＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①ストロベリーツアー　②第3種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第3―646号　④ストロベリーツアー　栃木県芳賀郡益子町大字塙2333―10　高橋幸男　⑤営業所　栃木県芳賀郡益子町益子243―3　⑥平成19年10月11日　⑧平成24年10月11日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県芳賀郡益子町大字塙2333―10　ストロベリーツアー　高橋幸男